

## 補助金に関する Q&A

| 補助事業について   |   |  |
|------------|---|--|
| 1          | Q | 補助金はいくらもらえますか。   |
|            | A | 補助金の上限は 100 万円ですが、事業実施にかかる経費の 2 分の 1 と比較して低いほうとなります。<br>例) 実績金額 350 万円 : $350 \times 1/2 = 175$ 万円となり、この場合 100 万円と比較し低い 100 万円が補助金となります。 |
| 2          | Q | 補助金の対象事業は何ですか。   |
|            | A | 直接お客さまの訪れることの可能な店舗を対象とし、デリバリーのためのみの店舗は対象外とします。また、事業者相手の店舗、販売業については対象となりません。  |
| 3          | Q | 補助金の対象となる経費は建物の改装に限りますか。   |
|            | A | 経費の対象は、建築物の内外装の改装費のみでなく、キッチン、空調など設備にかかる工事費、出店に必要な備品の購入費、チラシ、パンフレット、ホームページ作成費などの広告にかかる費用などを対象としています。                                      |
| 4          | Q | 補助対象経費の 20%以内の増減の場合変更申請が必要ないとのことですが、何も必要ないのでしょうか。  |
|            | A | 変更申請は必要ないですが、事業の内容、金額の確認を行いたい為、事前にご相談ください。   |
| 5          | Q | その他の補助金と合わせて利用は可能でしょうか。  |
|            | A | 詳細についてはお問い合わせください。   |
| 店舗の改装等について |   |  |
| 6          | Q | 戸次本町地区で店舗の改装する際に注意事項はありますか。  |
|            | A | 本地区は地区計画が設定されており、さらに、戸次本町においてまちづくり協定も設定しています。  |
| 7          | Q | 地区計画にはどのような規制がありますか。   |
|            | A | 建築できる用途や、外壁、屋根、屋外広告物、塀など外観に関する規制があるため遵守していただく必要があります。詳細は、お問い合わせ確認ください。   |
| 申請について     |   |  |
| 8          | Q | 申請の様式はどこで入手できますか？  |
|            | A | 大分市役所の窓口又は、ホームページでダウンロードできます。  |
| 9          | Q | 届出の提出や相談窓口はどこですか？  |
|            | A | 大分市役所都市計画部まちなみ整備課になります。  |
| その他        |   |  |
| 10         | Q | 戸次本町まちづくり協定区域はどこになりますか。  |
|            | A | 戸次本町になりますが、詳細はホームページをご覧ください。   |